中期財政運営方針

令和4年度 ~ 令和8年度

令和4年2月

江 差 町

目 次

1	目的	1 p
2	これまでの財政状況と取り組み	2 p
	(1)平成13年度~平成20年度	2 p
	(2)平成21年度~平成22年度	2 p
	(3)平成23年度~現在	2 p
	(4) 財政状況(各種指標等)の推移	4 p
	実質公債費比率の推移	4 p
	将来負担比率の推移	5 p
	起債の状況:借入額・償還元金・残高の推移	6 p
	基金残高の推移	7 p
	人口と町税、地方交付税等の推移	8 p
3	今後の財政収支の見通し	9 p
	(1)前提条件	9 p
	(2) 財政収支の見通し	1 1 p
	(3) 健全化判断比率の見通し	13 p
4	財政運営方針	14p
	(1) 歳入関係	14 p
	(2) 歲出関係	14 p
	(3) 健全化判断比率	14 p
	(4)予算編成の見直し	14 p
5	用語 用語	15p

1 目的

当町は、令和2年度決算の実質公債費比率が15.6%と高い水準にあるほか、財源不足のため令和元年度決算においては財政調整基金を2億5,000万円、令和2年度決算においても1億5,000万円取り崩しています。

過去には財政調整基金の残高が1億円を下回ったり、実質公債費比率が28.6%となって早期健全化団体となったりしましたが、独自の財政再建や健全化法に基づく財政健全化計画に取り組み、健全化判断比率は下降し、基金の残高も増えるなど財政状況は改善してきました。

しかしその後、まちづくりの推進や地域振興に取り組まなければならない一方で山積する 課題への対応もしなければならず、実質公債費比率は再び上昇傾向となり、財政調整基金を 取り崩さなければ予算編成ができない状況となってきました。

そのため町では、次に掲げる事項に資することを目指すため、この中期財政運営方針(以下「本方針」といいます。)を策定することとしました。

- 1 財政調整基金の取り崩しを原則しなくても収支が均衡した予算編成が可能となる、持続可能な財政の構築。
- 2 持続可能な財政の構築をしながらも、第6次総合計画をはじめとした各種計画に掲げる事業の推進や、多様なニーズに応えた行政サービスの提供やまちづくり・地域振興事業の計画的な実施。

本方針では、過去の財政再建の取り組み、今後の財政収支見通しを示しながら、計画期間 中の財政運営方針を示していきます。

2 これまでの財政状況と取り組み

(1) 平成13年度~平成20年度

港湾整備や総合運動公園、町なみ整備事業などの継続事業や江差町文化会館、役場庁舎などの施設整備を行ってきましたが、これらの公共事業の財源として地方債を活用してきました。その結果、地方債の償還額や残高が多額となり、平成13年度には元利償還額が12億円を超え、地方債残高もおよそ116億円となりました。

地方債の償還額が財政を圧迫している上、人口減少と景気の低迷などによる町税の落ち込みもあり慢性的な財源不足となり財政調整基金の取り崩しによる対応をしてきましたが、平成13年度末には財政調整基金の残高も1億円を割り込み、このままで財政再建団体に転落する恐れもでてきました。

このようなことから、町では平成15年度に独自の財政再建プログラム(平成16年度~ 平成22年度)を策定し、財政の健全化に取り組みました。

健全化の主な取り組みは、

- 人件費の削減
- 補助金等の見直し
- 地方債の抑制などです。

また、公的資金補償金免除繰上償還と借換債の発行を平成19年度から平成21年度まで 実施し、償還額の平準化に取り組みました。

その結果、平成20年度の元利償還額は12億円台のままとなりましたが、地方債残高は 平成20年度末で88億円程度となり、財政調整基金の残高も4億円を超えることとなりま した。

(2) 平成21年度~平成22年度

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月22日に公布されました。 健全化判断比率および資金不足比率の公表に関する規定は平成20年4月1日から施行して おり、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から公表されています。

健全化判断比率が「早期健全化基準」を超えた場合には財政健全化計画を策定し、財政健全化に取り組まなければならないこととなっていますが、当町では健全化判断比率のうちの実質公債費比率が平成20年度決算で28.6%と早期健全化基準(25.0%)を上回っていたため、「財政健全化計画」(計画期間:平成21年度~平成22年度)を策定し、繰上償還の実施や人件費の独自削減、職員数の抑制、地方債発行の抑制などに取り組み、その結果、平成22年度決算では19.1%と早期健全化基準を下回ることとなりました。

(3) 平成23年度~現在

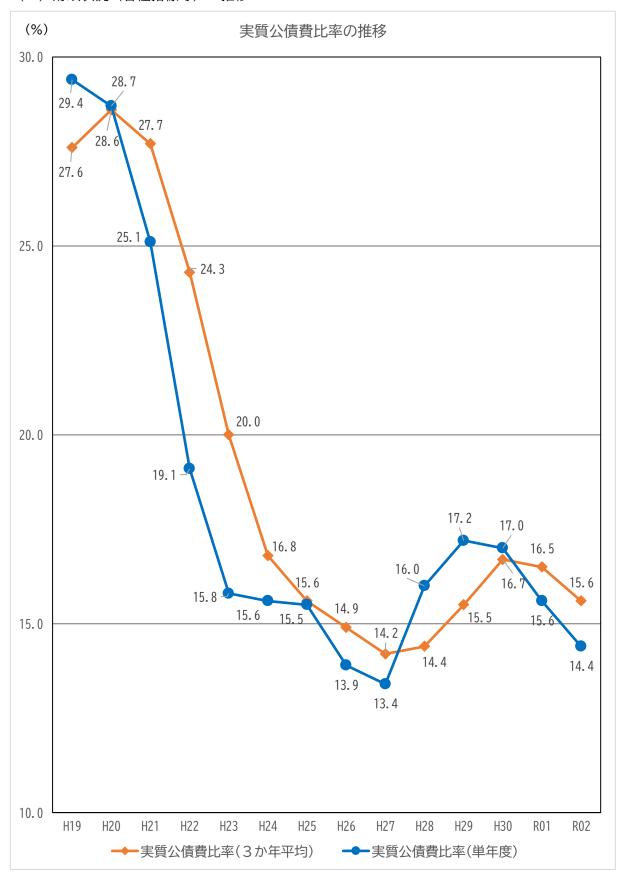
早期健全化団体からは脱却しましたが、実質公債費比率が18%以上だと地方債の発行に際し「協議」から「許可」となることから、18%未満を目指し、人件費の独自削減、職員数の抑制などについては規模を縮小しながらも継続して実施してきました。そのため実質公

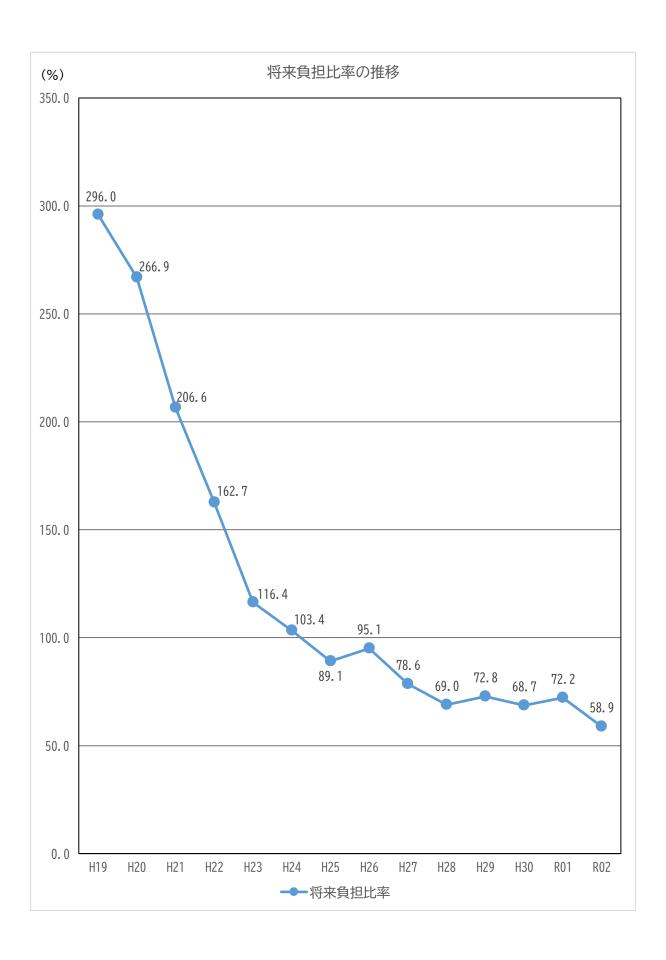
債費率も一時は14%台まで下がり、地方債残高も60億円台前半まで減少しました。

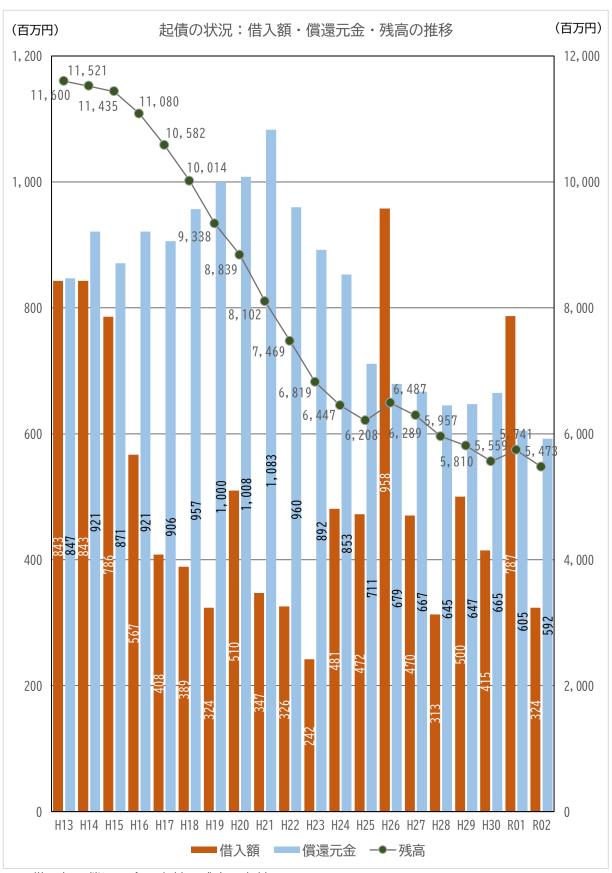
しかし、山積する課題にも対応していかなければならず、平成26年度には江差中学校の 改築のために5億5,800万円、消防救急デジタル無線整備に9,600万円など総額で 9億5,800万円(うち臨時財政対策債1億9,600万円)の地方債を発行したことも あり、平成28年度からは実質公債費比率は再び上昇に転じることとなりました。

また、町税や地方交付税が減少していく一方、扶助費や特別会計への繰出金が増加してくるなど収支の不均衡が大きくなってきており、令和元年度からは財政調整基金からの繰り入れをするようになりました。

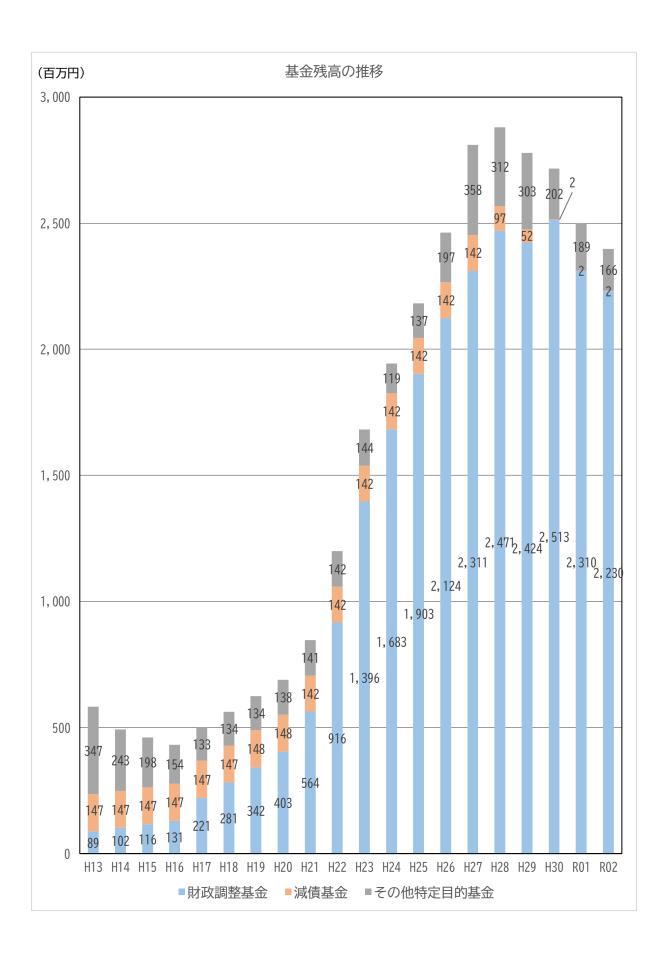
(4) 財政状況(各種指標等)の推移

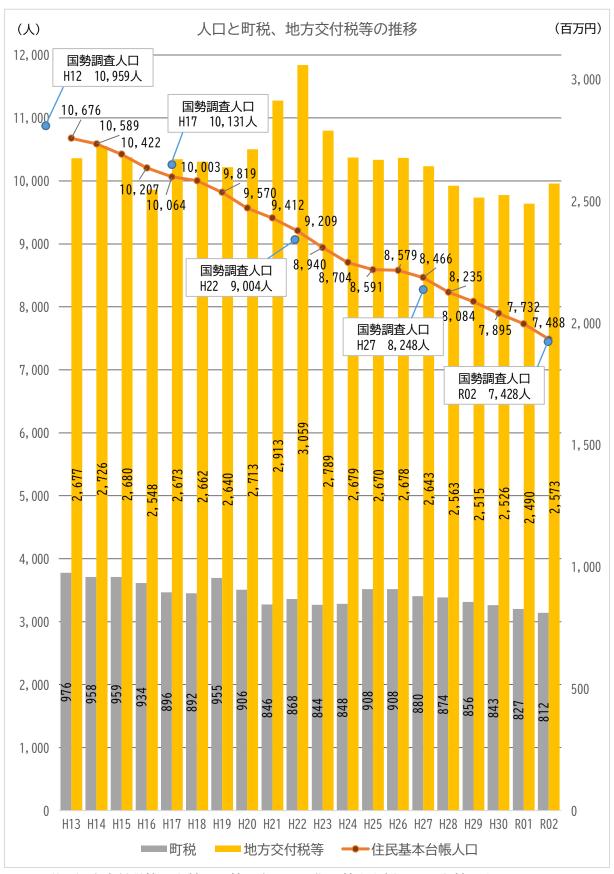






※ 借入額、償還元金は左軸、残高は右軸。





※ 町税、地方交付税等は右軸、国勢調査人口、住民基本台帳人口は左軸です。

[※] 地方交付税等は、地方交付税+臨時財政対策債の合計額です。

3 今後の財政収支の見通し

令和4年度から令和8年度までの5年間の財政収支の見通しを示します。見通しの表の令和2年度は決算額、令和3年度は現行予算(補正第14号まで)をベースにした決算見込み額となっています。

なお、財政収支の見通しは様々な前提条件に基づき推計しており、確定的な数値でないことに留意してください。

前提条件や推計の考え方は、次のとおりです。

(1) 前提条件、推計の考え方

全般

普通建設事業(道路、橋りょう、学校など公共施設の新増設といった建設事業・土木事業に要する投資的な経費)をまったく実施しないことを前提に推計しましたので、普通建設事業に係る令和4年度以降の歳入(国庫支出金、道支出金、地方債など)及び歳出(工事請負費など)は計上しておりません。

② 歳入

(ア) 町税

- ・人口推計や過去の伸び率等にて推計。
- ・人口推計は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンの推計人口を使用。

(4) 地方交付税

- ・普通交付税は、総務省の地方財政対策と過去の町の交付額の伸び率などを勘案して 令和4年度の伸び率を0.5%と仮定し、令和3年度の交付決定額(再算定前)に 乗じて算出。令和5年度以降は令和4年度と同額で計上。
- ・特別交付税は、令和3年度当初予算の額を令和8年度まで計上。
- (ウ) 国庫支出金、道支出金
 - ・令和4年度の当初予算額と同額で計上。(普通建設事業に係るものは除く)。

(エ) 町債

- ・臨時財政対策債は、令和4年度の発行額は総務省の2022年度地方債計画案に基づき40.2%減とし、令和5年度以降の発行額は令和4年度と同額で計上。
- ・過疎対策事業債ソフト分のみを令和4年度の発行見込み額と同額で計上。(普通建設 事業に係るものは除く)。

(オ) (ア)~(エ)以外

- ・次の場合を除き、令和4年度の当初予算額と同額で計上。
 - ① 推計期間中に終了することが確定しているものについては、終了年度以降は計上しない。
 - ② 隔年度のものは、その年度に合わせて計上。

③ 歳出

(7) 人件費

- ・職員人件費は、総務課総務係が推計した数値を計上。
- ・退職者と新規採用、定期昇給などを反映させていますが、人事院勧告については反映していません。
- ・共済費の割合は令和3年度の数値を使用。
- ・退職手当組合精算納付金は、3か年ごとに直近の納付額を計上。

(1) 公債費

- ・歳入の町債の推計により発行するとした起債の借り入れ額により推計。
- ・利率は直近のものを採用。

(ウ) 普通建設事業

・令和4年度以降は計上していません。

(エ) 補助費等

- ・上水道高料金対策繰出を除き、令和4年度の当初予算額と同額で計上。
- ・上水道高料金対策繰出は、建設水道課推計の数値を仮置き。

(オ) 繰出金

公共下水道事業特別会計への繰出金

- ・一般会計と同様に事業をまったく実施しないものとして推計。
- ・地方債は、資本費平準化債と特別措置分のみ借り入れをすることとして推計。
- ・その上で一般会計からの繰入金を算出し計上。

(力)(ア)~(力)以外

- ・次の場合を除き、令和4年度の当初予算額と同額で計上。
 - ① 推計期間中に終了することが確定しているものについては、終了年度以降は計上しない。
- ② 隔年度のものは、その年度に合わせて計上。

③ 健全化判断比率

・いずれの比率も歳入歳出の推計により算出された数値を使用して推計。

(2) 財政収支の見通し

① 歳入 (百万円)

	一決算了	決 算 「 見込み]		—— 将	来見通	i ∪ —	
	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
町税	812	776	765	758	734	721	711
四」作元		(▲36)	(▲11)	(▲7)	(▲24)	(▲13)	(▲10)
地方譲与税・交付	0	0	0	0	0	0	0
金		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
地方交付税	2,463	2,709	2,535	2,535	2,535	2,535	2,535
地力文的优		(246)	(▲174)	(0)	(0)	(0)	(0)
分担金及び負担金	26	36	33	33	33	33	33
ガ追並及び負担並		(10)	(▲3)	(0)	(0)	(0)	(0)
 使用料及び手数料	91	83	99	86	86	86	86
医历行及0 于数行		(▲8)	(16)	(▲13)	(0)	(0)	(0)
国庫支出金	1,590	1,056	444	412	412	430	412
国库文山亚		(▲534)	(▲612)	(▲32)	(0)	(18)	(▲18)
道支出金	363	285	283	283	279	279	283
		(▲78)	(▲2)	(0)	(▲4)	(0)	(4)
 財産収入	17	9	12	12	12	12	12
		(▲8)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)
寄附金	65	95	150	200	200	200	200
日初亚		(30)	(55)	(50)	(0)	(0)	(0)
 繰入金	288	127	174	149	149	159	163
		(▲161)	(47)	(▲25)	(0)	(10)	(4)
繰越金	100	155	50	0	0	0	0
1177 217		(55)	(▲105)	(▲50)	(0)	(0)	(0)
諸収入	88	78	82	72	72	72	72
		(▲10)	(4)	(▲10)	(0)	(0)	(0)
町債	324	750	237	85	85	85	85
-J IR		(426)	(▲513)	(▲152)	(0)	(0)	(0)
計	6,486	6,451	5, 145	4, 913	4,886	4,900	4,882
ēΤ		(▲35)	(▲ 1,306)	(▲ 232)	(▲27)	(14)	(▲18)

注1 ()は、前年度からの増減額です。

注2 四捨五入の関係から計が一致しないこともあります。

② 歳出 (百万円)

	「決 算]	決 算 「見込み]		—— 将	来見通	i し —	
	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
羊マタイトレシ∇連	2,315	2, 391	2,403	2,454	2,425	2,434	2, 409
義務的経費		(76)	(12)	(51)	(▲29)	(9)	(▲25)
人件費	915	968	997	1,049	1,044	1,044	1,047
		(53)	(29)	(52)	(▲5)	(0)	(3)
	771	832	857	857	857	857	857
17人切員		(61)	(25)	(0)	(0)	(0)	(0)
公債費	629	591	549	548	524	533	505
		(▲38)	(▲42)	(▲1)	(▲24)	(9)	(▲28)
投資的経費	473	791	0	0	0	0	0
		(318)	(▲791)	(0)	(0)	(0)	(0)
	473	791	0	0	0	0	0
		(318)	(▲791)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他経費	3, 453	3, 117	2,844	2,595	2,561	2,548	2,519
		(▲336)	(▲273)	(▲249)	(▲34)	(▲13)	(▲29)
	686	761	766	638	627	630	640
		(75)	(5)	(▲128)	(▲11)	(3)	(10)
	134	135	91	80	80	80	80
がにいいには		(1)	(▲44)	(▲11)	(0)	(0)	(0)
	1,859	1,346	1,071	919	901	893	864
了。 一		(▲513)	(▲275)	(▲152)	(▲18)	(▲8)	(▲29)
投資・出資・貸	73	73	79	79	79	79	79
付金 		(0)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)
	605	651	647	645	638	630	620
11 A C C C C C C C C C C C C C C C C C C		(46)	(▲4)	(▲2)	(▲7)	(▲8)	(▲10)
	96	151	190	234	236	236	236
18-2-26		(55)	(39)	(44)	(2)	(0)	(0)
計	6, 241	6,298	5,245	5,048	4,984	4,982	4, 927
ы		(57)	(▲1,053)	(▲197)	(▲64)	(▲2)	(▲55)

注1 ()は、前年度からの増減額です。

注2 四捨五入の関係から計が一致しないこともあります。

③ 財源不足額及び財源手当ての見通し

(百万円)

	「 決	算一
	R0	2
歳入-歳出		245
財政調整基金繰 入金		150

決 算 「見込み]	
R03	
152	
0	

	—— 将	来見通	ĭ U —	
R04	R05	R06	R07	R08
▲100	▲ 135	▲ 98	▲82	▲ 46
100	136	99	82	46

④ 年度末基金残高の見通し

(百万円)

	一決 算一
	R02
財政調整基金	2, 230
減債基金	2
その他基金	166
計	2, 398

決 算 「見込み]	
R03	
2, 321	
(91)	
40	
(38)	
149	
(▲17)	
2,510	
(112)	
この描述を	í.

	—— 将	来 見 通	i ∪ —	1
R04	R05	R06	R07	R08
2, 267	2, 131	2,034	1,953	1,908
(▲54)	(▲136)	(▲97)	(▲81)	(▲45)
40	40	39	30	15
(0)	(0)	(▲1)	(▲9)	(▲15)
162	251	342	433	524
(13)	(89)	(91)	(91)	(91)
2,469	2, 422	2, 415	2,416	2, 447
(▲41)	(▲47)	(▲7)	(1)	(31)

注1 ()は、前年度からの増減額です。

注2 四捨五入の関係から計が一致しないこともあります。

⑤ 年度末地方債残高の見通し

(百万円)

	┌ 決	算-
	R()2
地方債残高	5	, 480
地力限%向		

Γ	決 算 見込み]
	R03
	5,691
	(211)

 将 来 見 逋 し 				
R04	R05	R06	R07	R08
5, 289	4, 885	4,502	4, 107	3,736
(▲402)	(▲404)	(▲383)	(▲395)	(▲371)

注1 ()は、前年度からの増減額です。

(3) 健全化判断比率の見通し

(%)

	一 決 算]
	R02
実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
実質公債費比率	15.6
将来負担比率	58.8

決算 「見込み]	
R03	
-	
-	
14. 2	
62. 4	

R04	R05	R06	R07	R08
_	-	-	-	-
_	_	-	-	_
13. 2	12.5	11.9	11.6	11.0
43.2	36.7	28.5	15.5	7.9

4 財政運営方針

「3 今後の財政収支の見通し」の「(2)財政収支の見通し」や「(3)健全化判断比率の見通し」で示した数字は、不確定な要素を含んで推計していますので、見通しのとおりとならないこともありますが、先行きが不透明な状況で健全で持続可能な財政運営を構築するためには方針を持ちながら財政運営をすることが必要と考えます。ここではその方針をお示しします。

(1) 歳入関係

- ① 法定外目的税の導入について検討します。
- ② 使用料の見直しをし、今後は見直しの内容に取り組んでいくよう努めます。見直しの内容は『財政基盤強化の取り組み』としてまとめています。
- ③ ふるさと応援寄附金2億円を目指します。そのため、返礼品の充実などの取り組みに 努めていきます。取り組みの内容は『財政基盤強化の取り組み』にまとめています。
- ④ 未利用町有地については、建物が現存する土地でも積極的な売却に努めます。

(2) 歳出関係

- ① 効率的・効果的な歳出に努めるよう事務事業と補助金等の点検と見直しをしました。 今後は見直しの内容に取り組んでいくよう努めます。見直しの内容は『財政基盤強化の 取り組み』としてまとめています。
- ② 公用車の配置台数の点検と見直しをしました。今後は見直しの内容に取り組んでいくよう努めます。見直しの内容は『財政基盤強化の取り組み』としてまとめています。
- ③ 建設事業などの公共事業は、イニシャルコストのほかランニングコストも含めた検討を経たうえで実施します。

(3) 健全化判断比率

- ① 地方債の残高を減少させるため起債の額を償還元金より少なく抑えるよう努めます。 そのため、期間中は地方債の発行総額を令和4年度~令和8年度の5か年間の元金償還 見込み額、およそ2,500百万円を超えないよう努めます。
- ② 実質公債費比率を令和8年度まで15%未満となるよう努めます
- ③ 繰上償還の実施により、公債費の抑制に努めます。

(4) 予算編成の見直し

① 令和3年度当初予算から、インセンティブ予算(工夫や新たな財源の確保により予算の節減が認められる場合には、次年度以降その効果額を取り組みを行った部署の予算に上乗せする方式の予算編成の手法)を実施しています。

5 用語

行政で使われる用語は専門的な用語が少なくなく、特に財政は専門的な用語やなじみのない用語が多数あることから、本方針ではできるだけ分かりやすくすることを基本として作成しました。

しかし、分かりやすい表現をした場合、かえって冗長になり分かりづらくなるおそれがあったり、文章そのものが長くなってしまう場合もありますので、専門用語を使った方が簡潔でまとまりのあるものとなることもあります。

ここでは、基本的な財政用語とその意味を説明していますので参考としてください。

あ行	維持補修費	町が管理する公共用施設等を保全、維持するための経 費です。
	依存財源	国や北海道から交付される収入のことで、地方交付税、国・道支出金、地方譲与税が該当します。また、資金調達のために国や金融機関等から調達する地方債も該当します。
	一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすものが一般会計です。地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、また特別会計で計上される以外の全ての経理を一般会計で処理しなければならないこととされています。
	一般会計等	地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外の 会計の総称です。 江差町では、一般会計と奨学金特別会計がこれに該当 します。
	一般財源	財源の費途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことで、地方税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたります。
か行	基準財政収入額 R元 江差町 832,318千円 類似団体 1,032,825千円	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の 財政力を合理的に測定するために、標準的な状態におい て徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定す るものであり、次の算式により算出されます。

標準的な地方税収入×75/100+地方譲与税等

基準財政需要額

R元

江 差 町 3,013,660千円 類似団体 2,650,787千円

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出されます。

単位費用(測定単位1当たりの費用)×測定単位(人口・面積積等)×補正係数(寒冷補正等)

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極め て硬直性が強い経費をいいます。人件費(職員の給与な ど)、扶助費(各種福祉施策の給付など)、公債費(地 方債の返済)からなっています。

歳出に占めるこれらの経費の割合が高くなれば、それ だけ財政が硬直化していることを示します。

繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれます。

経常収支比率

R元

江差町 93.4%

類似団体 91.2%

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度 充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財 政構造の硬直化が進んでいることを表します。

経常的な支出に充当された一般財源の額/経常一般 財源×100

健全化判断比率

「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければなりません。

減債基金	地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立て、 目的で設けられる基金です。
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還金、道か 借り入れた借入金の返還金及びその利子の合算額です。
公債費負担比率 (R元 江差町 15.9% 類似団体 12.6%	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財活の一般財源総額に対する割合です。 公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債項の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを認します。 公債費に充当された一般財源/一般財源総額×100
財政力指数 R元 江 差 町 0.28 類似団体 0.41	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。 この指標が1に近いか、また、1より大きいほど自身財源の割合が高く、財源に余裕があるといえます。1かりも大きいと普通交付税の交付を受けない不交付団体なります。 (基準財政収入額/基準財政需要額)の過去3か年平均値
実質赤字比率	当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。 歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を標準財政規模の額で除したものです。
実質公債費比率 「R元 江差町 16.5% 類似団体 8.8%	公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模から元素 償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額で したものの過去3年間の平均値です。 この比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいるこ になります。 〔地方債の元利償還金・準元利償還金に充てられ た一般財源(繰上償還分除く) - 公債費で基準財

政需要額に算入された額] / 〔標準財政規模 - 公

債費で基準財政需要額に算入された額〕×100

実質収支比率 R元 江差町 4.0 類似団体 6.9 自主財源	実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合です。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示します。 地方公共団体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、
	寄附金、繰入金、国・道支出金相当額を除いた繰越金と 諸収入が該当します。
将来負担比率 (R元 江 差 町 72.2% 類似団体 3.2%	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。 「将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)]/[標準財政規模-公債費で基準財政需要額に算入された額]×100
人件費	議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給与や退 職金等に要する経費のことです。
性質別分類	地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、 普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、繰 出金などに分類することをいいます。
早期健全化基準	健全化判断比率のいずれかの数値がこの基準以上である場合には、財政健全化基準を当該健全化比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の早期健全化のための計画(財政健全化計画)を定めなければなりません。
その他特定目的基金	財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために積み立てられた基金です。

た行	地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税です。 地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税があり、普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付されます。
	地方譲与税	国が国税として徴収し、一定の基準により地方公共団 体に譲与する税で、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与 税などがあります。
	投資的経費	普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費 をいいます。
	特定財源	財源の費途が特定されている財源のことで、国庫支出 金、道支出金、地方債、分担金、負担金などがこれにあ たります。
	特別会計	特定の歳入と歳出を一般会計と区別して別個に処理す るための会計です。
は行	扶助費	性質別歳出の一分類で、生活保護法、児童福祉法、老 人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの 法令に基づいて支出する経費と、地方公共団体が単独で 行っている各種扶助にかかわる経費のことをいいます。
	普通会計	地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額です。 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分で、江差町では一般会計と奨学金特別会計の純計額となっています。

普通建設事業

道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用または公用施設 の新増設等の建設事業に要する投資的な経費をいいま す。

物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料などです。

標準財政規模

R元

江 差 町 3,337,249千円 類似団体 3,093,685千円 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発 行可能額

補助費等

性質別歳出の一分類で、町から他の地方公共団体 (道、市町村、一部事務組合など)や民間に対して、行 政上の目的により交付される現金的給付に係る経費で、 負担金・補助金及び交付金(一般的な補助金)などが該 当します。

ら行 臨時財政対策債

地方の財源不足について、国と地方が折半で負担するというルールの下、その地方負担分について特例的に発行が許可される地方債で、普通交付税の振替的な性格を有しており、その元利償還金については、後年度100%交付税で措置されます。

類似団体

全国の市町村を人口と産業構造(産業別就業人口の比率)を基に類型化したもので、同じ類型に属する市町村を類似団体といいます。財政状況を把握するための尺度の一つとなります。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象 とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対 する比率です。